

添付の際の償金請求権に関する一考察（二）

直 井 義 典

（徳島大学総合科学部）

はじめに

わが国の民法典は、添付が生じたために所有権その他の権利を失った者は不当利得に関する規定に従い償金を請求しうるものと規定する（二四八条）。

例えば、材木の所有者の知らない間にその材木が他人の所有する建物の建築に用いられた場合、この材木所有者は建物所有者に対して償金請求権を有することとなる。この場合、建物所有者に十分な資力があれば何ら問題は生じない。法律に基づいて、材木が元の所有者から建物所有者に売却されたものとされるというだけのことである。しかし、建物所有者の資力が不十分な場合には事情は異なつてくる。償金請求権は債権であるから、建物所有者に対する他の債権者との関係では優先弁済権を主張することができず、按分で弁済を受けるに過ぎないこととなると考えられるのである。このように、添付が生じると、元來は他人に対抗しうる物権を有していたにも拘わらず、債権としての保護を受けるに止まることとなつてしまふ。⁽¹⁾こうした処理方法は適切なものと言えるのだろうか。そもそも償金請求権は一般的の債権と同様に扱われるべきものなのか。これが本稿の提起する問題である。

もつとも、添付に関しては常に償金の支払が問題となるというわけではない。添付が成立しない場合、あるいは、添付が生じたとしても単独所有ではなく共有が成立する場合には、償金の支払はそもそも問題とならない。すなわち、添付の成立要件を限定することで添付の問題から除外する、あるいは添付が生じたとしても単独所有ではなく共有を成立させるといった手段によつて、所有権をはじめとする物権が償金請求権に解消されることを回避することも考えられるのである。したがつて、本稿の提起する問題について検討するには、償金請求権の扱いについて考察するのみでは不十分である。添付法全体の中で償金請求権がいかなる場合に発生するのかを把握することが必要となつてくる。

そこで、添付が成立するための要件論、添付が成立した場合さらに償金請求権が問題となる範囲、そして償金請求権が単なる債権として扱われているのかという償金請求権の性質論の三点を中心として、わが国とフランス・ドイツの添付法とを比較・検討していくこととする。フランス法を扱うのはボアソナード草案を介してわが国の添付法全体に影響を与えたことにより、ドイツ法を扱うのはわが国の償金請求権規定の母法であることによる。

以下、第一章では、フランス法を扱う。その第一節では民法典における添付の処理について、第二節では近時、付合物・種類物に関する立法がなされた所有権留保について考察する。第二章では、ドイツ法を扱う。その第一節では民法典における添付の処理を扱い、第二節では価値追跡を主張するベールの添付に関する見解を紹介する。第三章では日本法を、起草過程、学説、判例・裁判例の順に検討することで償金請求権の位置づけを明らかにする。

第一章 フランス法

第一節 民法典の添付規定

一 フランス民法典は五五一一条から五七七条で添付について規定する。五五一一条が総論、五五二一条から五六四条が不動産の添付、五六五条から五七七条が動産の添付に関する規定である。このうち、償金請求あるいは償還について規定するのは、以下に掲げる五五四条・五五五条・五六六条・五七〇条・五七一条・五七四条・五七六条である。

五五四条「自己に属していなかつた材料で建築、植栽及び工作を行つた土地の所有者は、弁済の日付で評価するその価格を支払わなければならぬ。必要がある場合には、その者に対して、損害賠償を命じることもできる。ただし、材料の所有者は、材料を取り去る権利を有しない。」

五五五条〔①〕植栽、建築及び工作が第三者によつて、かつ、その者に属する材料で行われたときは、土地の所有者は、第四項の規定を留保して、あるいはそれらの所有権を保存し、あるいはその第三者にそれらを取り去ることを義務づける権利を有する。

② 土地の所有者が建築物、植栽物及び作物の収去を要求する場合には、収去は、その第三者の費用で、「かつ、」その者に対するいかなる補償もなしに執行される。その第三者に対しては、さらに土地の所有者が場合によつて受けける損害について損害賠償を命じることができる。

③ 土地の所有者は、建築物、植栽物及び作物の所有権を保存することを択ぶ場合には、その選択に従つて、あるいはその土地が価額を増大した金額に等しい金額を、あるいは当該建築物、植栽物及び作物が現に存する状態を考慮して償還の日付で評価する材料の費用及び労働力の対価を、その第三者に償還しなければならない。

④ 排除された第三者によつて植栽、建築及び工作が行われ、「かつ、」その者に対してその善意を理由として果実の返還が命じられなかつた場合には、所有者は、当該作物、建築物及び植栽物の収去を要求することができない。ただし、所有者は、前項に掲げられる金額の一方又は他方をその第三者に償還する選択権を有する。」

五六六条「一体を形成する仕方で結合された異なる所有主に属する二つの物が、なお一方が他方なしに存続することができるよう分離可能であるときは、その全体は、主たる部分を形成する物の所有主に属する。ただし、結合された物の価額を支払の日付で評価して他方に支払うことを負担とする。」

五七〇条「職人又はなんらかの者がその者に属しなかつた材料を用いて新たな種類の物を形成した場合には、その材料が原型を回復することができるか否かを問わず、その材料の所有者であつた者は、償還の日付で評価される労働力の対価を償還して、それによつて形成された物を主張する権利を有する。」

五七一条「ただし、労働力〔の価額〕が用いた材料の価額を著しく超えるほど多額であつた場合には、勤労は主たる部分とみなされ、製作者は、償還の日付で評価される材料の価額を所有者に償還して、加工物を保持する権利を有する。」

五七四条「所有者のうちの一人に属する材料が数量及び価額において他を著しく上回つていた場合には、価額において上回る材料の所有者は、その材料の価額を償還の日付で評価して他の者に償還することによつて、混和から生じる物を主張することができる。」

五七六条「知らないうちに自己の材料を他の種類の物を形成することに用いられた所有者がその物の所有権を主張することができるすべての場合には、その者は、同一の性質、量、重量、寸法及び品等のその材料の返還又は返還の日付で評価されるその価額の返還を請求する選択権を有する。」

二 五五四条は、土地所有者が他人所有の材料を土地に付合させた場合の処理を扱う規定である。⁽⁴⁾⁽⁵⁾ この場合には土地所有者から材料所有者に対する償還は認められる⁽⁶⁾が、材料所有者から土地所有者に対する材料の除去認容請求権は認められない⁽⁷⁾⁽⁸⁾。このように材料除去請求権が認められない理由は以下の三点にまとめられる。第一に添付によつて生じた建築物・工作物を取り壊しても価値の破壊をもたらすのみであつて利益を受ける者が全く存しないこと⁽⁹⁾、第二に添付により材料が個別性を失うこと⁽¹⁰⁾、第三に、古法では添付によつて生じた増加価値の維持という社会的有用性の裏面としての除去権の否定という十二表法以来の説明が妥当していたのに対し、民法典においては付合が所有権の取得方法とされていることである⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。

また、土地所有者の側から材料を償還して償還義務を免れることはできない⁽¹³⁾。

償還義務につき本条の起草過程では次のような説明がなされていた。

「[土地所有者に材料・樹木の所有権が移転することにより]第三者が損失を被るのは正当ではない。したがって、土地所有者がその物の正当な所有権者を無視して、自己の物でなかつた物により利得することは嫌われる。善意であれ悪意であれ所有者は価値を支払わなければならぬ。しかし、善意であれば価値の支払に止まる。それ以上を〔材料・樹木の〕所有者が求めるのは、債務の支払ではなくフォートに対する罰となつてしまふ。しかしフォートがない場合には罰することはできないのである。いかなる場合であれ、目的物が一旦使われてしまうと元の所有権者は除去を要求することはできず、債務者が満足のために充分な〔資力を〕有しない場合には物を売却させるのである。¹⁴⁾」

この説明からは、償還請求権は不法行為に対する罰則とは区別して考えられていたこと、ならびに償還請求権を実効有らしめるための手段として物の売却が想定されていたことの二点が明らかとなる。また、学説では償還の目的は代物の入手を可能とすることにあるものと解されていた。¹⁵⁾ 債金額を材料・樹木の価値とする起草過程での説明に合致するものと言える。

五五五条一項は五五四条と反対に、材料所有者が他人の土地に付合を生じさせた場合を扱う。この場合、材料所有者が悪意であれば土地所有者は付合物を自己の物とするか材料所有者に除去を命じるかを選択する権限を有し、土地所有者はその望まない建築物を維持することを義務づけられない。¹⁶⁾ 土地所有者が望む場合には建築者に対して償還することを条件に建物・植栽を維持できる。このケースで償還が認められるのは他人の負担によつて利得してはならないとの原則による。^{17) 18) 19) 20)}

しかし、材料所有者が善意の場合²¹⁾は土地所有者は付合物を自己の物となすことができるのみであつてその除去を命じることはできない（五五五条四項）。²²⁾ 同項は当初の条文案にはなく、当初の条文案が善意の建築者に対して厳しすぎることを理由として護民院で追加されたものである。こうした配慮がなされたことは、次のような説

明からも窺える。

「建築・植栽・その他の仕事が善意の占有者によつてなされたときは、補償なしに奪取されるのではあまりに厳しい。所有者が占有者の支出により利得するため財産の放棄を濫用する可能性もある。⁽²⁵⁾」

「それは善意の建築者は咎めるべきところがなく、所有者が占有者の負担で利得すべく濫用的に建物除去を占有者に義務づける可能性があるからである。占有者は完全に損害を受けるか非常な安値での譲渡を強いられることとなつてしまふのである。⁽²⁶⁾」

この説明に関連して償還額について次のような問題が存していた。それは旧五五五条三項前段⁽²⁷⁾では、恶意の材料所有者に対するは材料の費用及び労働力の対価を償還することとされていていたことに基づく。この価値が土地の増価額よりも大きい場合には、恶意の方が善意者よりも手厚く保護される結果となつてしまうのである。このことは一部の学説により「立法者の不注意」として指摘されていたところである。⁽²⁸⁾これに対して、旧規定でも問題はないとの見解によれば、土地所有者は恶意の占有者に対して除去請求権を有するから土地増価額にすら及ばない額を受け入れない場合の除去権行使をちらつかせて恶意者に譲歩を迫ることで、結局は善意占有者の方が保護されることとなるという。⁽²⁹⁾しかし、土地所有者が建築物を維持することが予期される場合に恶意占有者が材料の費用及び労働力の対価の償還に固執すれば、やはり恶意占有者が優遇されるとの反論がなされており、また、こうした脅威による処理は適切なものではないことも指摘されている。⁽³⁰⁾

このような議論のうちには、善意者を恶意者よりも保護すべきとの価値判断、ならびに建築物除去の義務づけは占有者にとつては脅威になるとの認識が見られる。

土地所有者が償金を支払えない場合について、ポチ工⁽³¹⁾によれば善意占有者は土地上に成立する抵当を伴つた定期金により保護されるものとされていた。しかしこれに対しても、あまりに衡平ばかりを考慮したものである、明文規定がない以上難しいなどといった批判がなされ、善意の材料所有者であつても一般債権者として扱われる

にすぎなかつた。⁽³⁷⁾

しかし、非常に多数の判例が善意の材料所有者が土地を占有している場合に土地についての留置権を肯定するため⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾に、材料所有者の保護が強化された。また、近時、善意者に限らず悪意の材料所有者に対しても留置権を肯定する判例もある。⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾しかし学説には留置権の容認そのものに反対するものも多い。⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾

三 不動産の添付に関しては議論が活発であるのに対して、フランスでは動産の添付規定は重要なものと考えられておらず、体系書での記述もごく簡単なものに止まつていて⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾。

五六六条は動産の付合を扱うが、原状回復は基本的に認められない。物理的に分離できる場合であっても付合が生じるものとされる。⁽⁴⁷⁾ただ五六八条により、結合された物が主たる物よりも著しく高価でありかつ所有者に知られずに用いられたときに限つて分離請求が可能とされる。従たる部分の所有者が悪意で付合行為をした場合においては特に問題はないが、その他の場合には償金請求権の実効性を高める必要があることは土地に対する付合の場合と同様である。この問題を考慮したためか、従たる物と主たる物とを決定することができない場合に付合につき善意の者に対して分離請求権を認め、分離できない場合については混和に関する五七三条を参照して共有による処理をはかる見解が見られる。⁽⁴⁸⁾

四 五七〇条・五七一条はいずれも材料所有者と労務提供者との間の加工のケースの処理を規定するもので、基本的には五七〇条により加工物は材料所有者のものとされるが、労働の価値が材料価額を遙かに上回る場合に限つては加工者の所有とされる。⁽⁴⁹⁾いずれの場合にも償還が認められる。⁽⁵⁰⁾いずれの条文も物を保持する「権利を有する」と規定するにすぎないから、加工物の所有権を取得するか否かにつき選択権が認められる。五七〇条については、自らがなしたのではない加工によつて材料所有者が加工物の所有を強制されるいわれはないから、材料所有者に選択権が認められる。また、材料所有者が加工物の所有権を主張した場合に加工者の有する償金請求権が通常の債権としての保護しか受けないとしても、それは加工者自身の行為の結果であるからそれを甘受すべきも

のとしてもそれほど不当ではない。五七一条の場合は、加工者が新物の所有権を放棄すれば五七〇条と同様となるから償金支払の実効性をめぐる問題は生じない。⁽⁵¹⁾ しかしこれに対しても加工者が新物の所有権を取得する場合には、償金請求権保護の十分性が問題となる。この問題は、材料所有者は同一の材料の返還または価額の返還を選択できるものとする五七六条で一応は考慮されている。材料の返還を求めることで物権的救済に近づくのである⁽⁵²⁾。すなわち、加工者の下に同種・同質の材料があれば、そこから加工者の他の債権者に先んじて返還を受けられることとなりそうである。しかし、加工者の債務超過の場合はどういうに処理されるのか。履行不能により結局金銭債務に転換されるから、十分な救済が受けられないのではないか。

混和の場合につき五七四条は価額において上回る材料所有者が新物の所有者となり、償還がなされるものとする。また、五七三条は主物を決定できず材料を分離できる場合には混和について知らなかつた所有者は分離請求ができるものとし、分離できない場合には共有が発生するものとする。⁽⁵³⁾ 同条では、混和行為に関与しなかつた材料所有者の有する所有権をできる限り維持しようとの配慮が見られる。

五 償金請求権行使の相手方は付合の利益を受けている不動産の保持者であり、不動産が譲渡された場合には譲受人に対して行使される。⁽⁵⁴⁾ そのため、償還請求権は土地に付着した負担として觀念される。

償還額の評価時点については原初規定には何ら定めがなかつたが、建物の建築による付合の場合は、増価は建築の時ではなく返還のときに評価されるものと解されていた。⁽⁵⁵⁾

この問題について規定を置いたのが一九六〇年改正⁽⁵⁶⁾であり、償還額は弁済の日に評価されることが明確にされた⁽⁵⁷⁾。これにより建築物の老朽化を考慮することができるようになり、裁判官が柔軟に価値を評価できることを理由とする⁽⁵⁸⁾。また、建築・植栽と償還との間の期間が長い場合に生じる金銭価値低下の問題が避けられることも理由として挙げられている。⁽⁵⁹⁾

第一節 所有権留保⁽⁶⁰⁾

添付をはじめとする所有権留保目的物に関する変動について考察する場合には、一九九四年の法律が重要である。そこでこの法律の制定以前と以降に分けて、所有権留保目的物の取戻につき、法規定並びに判例を中心に考察することとする。この作業を行うにあたっては、後述するように一九九四年の法律制定前には目的物が「原物」で存することが重視されていたことから「原物」で存するとはいかなることかについて分析し、その上で付合物ならびに代替物が所有権留保目的物となつている場合に所有権留保売主が留保所有権に基づいて取戻権を行使できるのはいかなる範囲なのかにつき検討することにより、所有権留保と添付との交錯事例において留保所有権が保持される範囲を明確にしていくこととする。

（1）所有権留保においても添付によつて目的物に変動が生じる可能性がある⁽⁶²⁾。これについて規定するのが一九八〇年に改正された一九六七年七月一三日の法律六五条・六六条である⁽⁶⁴⁾。

六五条「寄託の名目で、または、所有者の計算で売却されるため、債務者に預けられている商品は、原物(en nature)で存在する限り、取戻されうる。代金の完済まで所有権の移転が停止する条項つきで売却され、そして、この条項が確定した書面によつて遅くとも引渡の時までに当事者間で合意された場合にも、同様とする。」

六六条「弁済されておらず、決済されておらず、かつ、債務者と買主との間の交互計算で相殺されていないところの、六五条に定める商品の対価または対価の一部は、同様に取戻されうる。」

これらの規定の立法理由として、以下のようないい説明がなされていた。商品供給者は先取特権を有していないため買主の破産によつて多大な損害を被ることとなるが、こういった処理は寄託の場合の処理とは異なる⁽⁶⁵⁾。したがつて企業の信用状態に不安が生じた時点で、商品供給者は商品の引渡しを全面的に停止してしまい、このことが苦境にある企業の倒産を早めることとなってしまう。⁽⁶⁶⁾こうした事態に対処すべく商品供給者の権利を強化する。

立法過程ではこれらの規定よりもさらに進んで加工がなされた場合にも所有権留保売主の取戻権を認めようと

するシリウ提案が出された。しかしこの提案は、流通関係ならびに倒産手続の遂行に対し混乱をもたらすとのムロの批判に遭い取り下げられている。⁽⁶⁷⁾

(2) 六五条では、売主が所有権留保目的物について取戻権行使するにはそれが原物で存する必要があるとされている⁽⁶⁸⁾。どの時点で原物性が維持されている必要があるかについては、判決の確定時ではなく取戻権行使時とする裁判例が見られる⁽⁶⁹⁾。そこで留保所有権者が取戻権行使する以前に添付が生じている場合、添付の後にも所有権留保目的物が現物で存続しているものと言えるのかが重要な問題となる。原物で存続していない場合には取戻権が行使できなくなり、一般債権者としての権利行使によるにすぎなくなるからである。この点をめぐつては、以下に掲げるようにいくつかの判例・裁判例が存する。

まず加工に関するものとしては以下の四つの判例・裁判例がある。

一九八〇年の法改正前であるが【37】Cass.com., 9 juillet 1979⁽⁷⁰⁾は、加工のために寄託がなされていたケースにおいて、皮革・獸脂が加工されるとの物の同一性が欠け、所有権留保に基づく取戻はできない、と判示する。これに対し、【38】Cass.com., 17 mai 1988⁽⁷¹⁾は、木材が乾燥・輪切りによつて丸太となつても、所有権留保に基づく取戻ができる、とする。ついに【39】Cass.com., 6 mars 1990⁽⁷²⁾は、糸が染色されたのみで織られていなければ、所有権留保に基づく取戻ができるべ。

下級審裁判例で注目されるのが、【40】Rennes, 12 sept. 1984⁽⁷³⁾である。同判決は

「債務者が有する同種の商品と区別すべく、ひよこ並びに雌鶏の売買契約に挿入された所有権留保条項が適用されるには、それらの商品が特定可能な形で原物で存在するのでなければならない。」

原物で存在するとは、商品が預託・荷役・その他の良好な状態を維持するための行為以外の行為を受けていなことふうことであり、形態を変化させる行為は除かれる。

結局、食物を与えられたことによって成長したひよこは、その生命維持のための通常の過程を経て変化したも

のであるとはいえたな生産物となつたのであり、所有権留保条項の効力は及ばない。そうでなければ、債権者に對して商品の価値増大分を不當に取得させることによつて、債務者に罰を課すこととなつてしまふからである。これに對して、「〔産卵が〕始まつた」雌鶏、すなわち引渡時に生後二週以上であつた雌鶏については、引渡時に有していた卵を産むという状態を維持していくに過ぎないから、債権者はそれらの取戻を要求することができる。」と判示するのである。

この判決を批判してデリダは次のように評する「こうした区分は巧妙ではあるが、説得力なものではない。留保目的物に変化が生じた場合には所有権留保権者の要求は排斥される。なぜなら、それによつて売却された商品がその同一性を失うばかりでなく、価値を増大させる物と合体したこととなるからである。商品が生きたものであるからといって、異にする理由はあるだろうか。ひよこならびに雌鶏は確かにその同一性を維持しているが、それらは購入者が世話、特に食物の付与を行つたがゆえに維持されているのである。雌鶏を生存させるために行つた買主の支出から売主のみが利益を得るとしたら、それは不當である。⁷⁴⁾」

これらの判例相互の関連、ならびに、加工の成立と「原物」性の肯否との関連は、相互の言及・条文への言及がないため明らかでなく、個々の事例につき個別に判断されているものとも見られる。しかし【39】判決が費用償還を要するものとしていることから、加工と原料の価値の大きさを比較した解決を図つたもの、すなわち、第一節に掲げた加工規定を適用するものと言えようか。⁷⁵⁾

付合の際に所有権留保に基づく取戻を否定したものとしては次の判例がある。

【42】Cass.com, 6 janv. 1987⁷⁶⁾は、パルプ乾燥設備はその受領のために建てられた工場に結合してその不動産的因素となり「原物」では存しなくなるから、所有権留保に基づく取戻権は行使できないとして、用途による不動産化の成立を理由に取戻を否定する。⁷⁷⁾ただしこれに對しては以下のような批判が存する。

「当事者の合意によれば物が「取り外しうる」ならば売主は設備を取り戻せることとなつてゐた。控訴院は取り外しには労力を要するとするが、取り外しが不可能とはしていな。法的に見ても、用途による不動産化が生じるには所有者自身がそれを行なわなければならぬ。⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾」

やむに、【44】 Cass.com., 10 juillet 1990⁽⁸¹⁾、【45】 Cass.com., 6 juillet 1993⁽⁸²⁾、【46】 Cass.com., 2 mars 1999⁽⁸³⁾ はいづれも付合の成立を理由に取戻を否定する。【47】 Paris, 30 avr. 1993 ゆトヘル⁽⁸⁴⁾製の枠⁽⁸⁵⁾が不動産の天井をなしており分離不能となつたことを理由に取戻を否定しており、【44】・【45】・【46】 判決と同旨のものと位置づける⁽⁸⁶⁾ことができる。なお、【47】 判決は次のようないふ文言の内容を判示する。下級審の判示だが、重要であるので引用する。

「商品が「原物で」存在することは、それが同定可能であり変性 (transformation) を受けておらず他の物と付合していな。あるいは不可分に全体に組み込まれその自律性を失うといふこと⁽⁸⁷⁾がない状態を⁽⁸⁸⁾。」

これに対しても【49】 Cass.com., 15 juillet 1987⁽⁸⁹⁾ は、可動式排水装置製作のために電動カートに他の機械が溶接された事案で、所有権留保物件である電動カートは「原物」で存するから所有権留保に基づく取戻は可能であると判示し、【50】 Cass.com., 8 déc. 1987 もまた、物が新品の状態であり単に取り外せば足りるともは、機能的⁽⁹⁰⁾一体性を有するような結合⁽⁹¹⁾がなされても所有権留保に基づく取戻を妨げない⁽⁹²⁾とする。【51】 Cass.com., 7 juin 1988⁽⁹³⁾ は車輪と結合したタイヤについて所有権留保に基づく代金請求を認めた原判決を認容し、【52】 Cass.com., 18 juillet 1989⁽⁹⁴⁾ はタイヤが組立の材料として用いられた⁽⁹⁵⁾だけで商品の同一性・自律性が失われて変性により存しなくなつたから取戻は認めないとした原判決を破毀する。

その後、【53】 Cass.com., 29 janv. 1991⁽⁹⁶⁾ が、取戻目的物が新品で存する⁽⁹⁷⁾とは要求されず、ワゴンに取り付けられた蓄電池が取り外せる⁽⁹⁸⁾ことを認めながらも使用による損耗がある⁽⁹⁹⁾ことを理由として所有権留保に基づく取戻を否定した原判決を破毀し、【54】 Cass.com., 12 fév. 1991⁽¹⁰⁰⁾ はボルトで土地に固定された輪転機について取り外

添付の際の償金請求権に関する一考察（一）

しを妨げる状況に至つていないとして取戻を認めた原判決を認容する。⁽⁹⁴⁾ 【55】 Cass.com., 5 oct. 1993 は、土地に損傷を与えることなく取り外し可能な温室について取戻を肯定し、⁽⁹⁵⁾ 【56】 Cass.com., 15 mars 1994 は、エンジンが分離可能であるのに船舶抵当の効力が及ぶとして取戻を否定した原判決⁽⁹⁶⁾ を破毀⁽⁹⁷⁾ している。【53】から【56】の各判決はいずれも分離可能性を明確に問題とする。

以上のように、判例は、用途による不動産化ならびに付合が生じていると担保目的物は「原物」として存しなくなり、取戻が不能となるものとしていた。しかし、付合を認める要件については検討を要する。一応は物が結合した場合には取り外しの容易性が付合の成否を判断するための要素として重要であると言える。⁽⁹⁸⁾ 民法典の添付においては取り外しが容易であっても材料取戻権を否定するのが圧倒的通説であるにも拘らず、所有権留保については判例は取り外しの容易性を問題としている。民法典において添付の際に取戻が否定される理由は、添付物の価値の破壊を避けるべきことならびに材料所有権が消滅することであった。所有権留保に関しては前者のみが考慮されているのである。⁽⁹⁹⁾ その結果、物の結合が生じても取戻が広く認められることとなつてゐる。

このように、民法典に見られる付合の法理とは別個の所有権留保に特有の付合の法理が見られ、⁽¹⁰⁰⁾ 所有権留保の効力が強化されていたのである。

(3) 代替物の取戻には混和事例と類似性があるため本稿で取り扱うべき対象であると考えられる。そこで、以下で代替物の取戻について扱う判例・裁判例を見ることとする。

伝統的には代替物については取戻権は成立しないものと解してきた。取戻権は所有権に基づいて行使されるが所有権をはじめとする物権は特定物の上にのみ認められるから、代替物上の取戻権は観念できないことを理由とする。⁽¹⁰¹⁾ また、所有権留保売買においては、買主の下で代替物の混和が生じるために、目的物の引渡がなされた時点での所有権留保は効力を失い買主が所有者となるものと解されてきた。⁽¹⁰²⁾ この点からも売主は取戻権を行使し得なかつたのである。

しかしながら、⁽¹⁾うした傾向にはすでに一九九四年の法律制定前から変化の兆しが見られていた。

【55】Cass.com., 3 juin 1986⁽²⁾は、買主の下での石油の混和が否定された事例で代替物であることを問題とせず、石油の特定がなされないとして所有権留保に基づく取戻を肯定した原判決を認容した。石油の混和が否定されてしまうこと⁽³⁾が結論に大きく影響している。

【56】Versailles, 7 juin 1990⁽⁴⁾は、物の特定に⁽⁵⁾一般に所有権留保目的物は全体としての性質を変えていなければ特定には十分であると判示し、屠殺・解体された動物について特定のための番号が付されておりかつ同じ日に他の売主から仕入れがあつたことが主張されなければ特定可能とする。また、【57】Bordeaux, 16 déc. 1993⁽⁶⁾は、ワインは色・出所・年次・名称によつて特定されるものであり、容器の変更ならびに清澄・濾過作業がなされても、所有権留保売主は取戻が可能と判示する。これらの裁判例では、所有権留保目的物に特定があることを理由として取戻権が認められている。

これに対しても取戻権を否定したものとして、清算手続開始より一年以上前に引き渡された農薬はすでに原物で存しないものと推定されたとした【58】Metz, 9 mars 1994⁽⁷⁾、ならびに、買主の下で屠殺された牛について「原物で」という要件は満たされないとした【59】Cass.com., 22 mars 1994⁽⁸⁾がある。

代替物の同一性に関する合意の効力については、これを否定するのが判例である。【60】Cass.com., 9 janv. 1990⁽⁹⁾が、同種物の同一当事者間での継続的売買において所有権留保に基づく取戻は債務者の占有する商品が代金未払の商品そのものであることが明らかにされねばならず、⁽¹⁰⁾うした公序に反して同一性をみなす合意を当事者がしても効力を有しないと判示する。同様に【61】Cass.com., 5 oct. 1993⁽¹¹⁾も、同一商品の継続的売買において、債権者の占有する物が代金未払の物であることを売主が立証しなければ所有権留保に基づく取戻は要求できず、買主の下の在庫商品と未払代金の額とがほぼ同一であつても在庫が未払商品であることを立証するには不十分であるとする。⁽¹²⁾

添付の際の償金請求権に関する一考察（一）

このように【68】・【69】判決は、売主が供給した物と買主の占有する物とが同種の物であることのみならず、買主の占有物が未払商品そのものにあたることの立証を要求している。⁽¹³⁾ 結論は異なるものの【59】・【65】判決も特定性を要求しており、結局のところ代替物については取戻権を否定している。⁽¹⁴⁾ このようにこの時期には結論として代替物の取戻を認めた判決はなかった。ただし、取戻の可否の判断要素もまた特定性の問題に還元する判例も見られ、ここでは代替物の定義次第では所有権留保に基づく代替物の取戻権が認められる可能性もあった。

二 (1) 所有権留保がなされた商品の添付に関しては、一九九四年六月一〇日の法律により法文上は大幅な変更がなされ、それがほぼそのまま現在⁽¹⁵⁾の商法の規定とされている。以下では一九九四年改正の趣旨ならびに解釈について検討していくこととする。

商法のうち所有権留保目的物の添付ならびに取戻に關係するのは次の二つの条文である。

L.六二一四一一六条「① 寄託の名目で、又は、所有者の計算で売却されるため、債務者に預けられている商品は、原物(en nature)で存在する限り、取戻されうる。

② 所有権留保条項つきで売却された財産は、手続開始時に原物で存在する限り、同様に取戻されうる。この条項は遅くとも引渡時までに当事者間で書面によつて合意されなければならぬ。この条項は当事者間で合意された商取引全体を規律する書面によるものであつてもよい。

③ 他の財産に付合された動産についても、これらの物の分離が損害を生じさせることなく可能な場合には、同様の条件の下で、原物による取戻が認められる。代替物についても、債務者あるいは債務者の計算で保持する者の下に同種・同質の財産が存在する場合には、同様に原物による取戻が認められる。

④ いずれの場合においても、受命裁判官の決定に基づいて対価が即時に支払われる場合には、取戻は認められない。受命裁判官は、申立債権者の合意を得て、弁済期間を付与することもできる。代金の支払は、L.六二二一一七条一項の債権の弁済と同視される。」

L.六二一四一一八条「手続開始決定時に弁済されておらず、決済されておらず、かつ、債務者と買主との間の交互計算で相殺されていないところの、L.六二一四一一六条に定める商品の対価又は対価の一部は、同様に取戻されうる。財産に代位

する保険金についても同様の条件で取戻す」とができる。⁽¹⁶⁾

(2) 付合物について規定するのは、L・六一「四一一六条三項一文である。この規定については、一九九四年以前の判例法理を商品について引き継いだに遇わないと評されている。⁽¹⁷⁾ 確かに、前述したような所有権留保に特有の付合の法理を明文化したものと云ふことができる。

これに対してマッソーニは文言上の問題から、これまでの判例法理が維持されなくなる」との危惧を表明する。すなわち、

「〔L・六一「四一一六条三項一文の〕「損害を生じさせらる」⁽¹⁸⁾となく (sans dommage)」といふ文言は、L・六一「四一六条三項の射程を極めて狭くするという問題を生じせらる。「損害なく」と云ふ文言は、「悪化なく(sans altération)」との意味で理解されねばならない。」

と言ふのである。この危惧は根拠のあるものと云ふえるのだろうか。起草過程をたどりゆくとする。

本規定の起草過程は、以下のとおりである。当初の一九九二年六月八日国民議会法律案二一〇号には付合物に関する規定は存しなかつた。付合物に関する規定が登場するのは一九九三年一月一四日の国民議会における政府修正案一三九号による。この修正案は次のようなものである。⁽¹⁹⁾

「四〇条最終項の前に次の規定が挿入される。

商品が合体したときは、その取戻が損害なしに行われるときに取戻可能である。」

この規定について国務大臣は次のように説明する。

「現在のところ、所有権留保による商品の取戻について判例は商品が原物で存する場合に制限している。」つした取戻を、商品がすでに他の物と合体したが損害なしに取戻せる場合にも認めるように進める」とを提案する。」

しかしこれに対しでは次のような意見が出された。まずウイヨンは、

「委員会はその修正を否定した。確かにこの提案は称賛すべき意図を有している。しかしその適用がいかなる時になされるのか明らかにする必要がある。[中略] 適用の困難さが物事を複雑にすることを恐れる。[中略] おそらくアイディアとしてはよいのだろう。しかし、明確でなければならぬ。」

とする。またフィリベルも

「この修正につき、その背景には賛成するが形式には賛成しない。損害という概念が心配の源なのである。」⁽¹²⁰⁾ とする。結局この修正案は取り下げられた。⁽¹²¹⁾ ここで注意すべきは、所有権留保の効力を付合物についても及ぼすことそのものに反対があつたわけではなく、留保所有権に基づく取戻が可能な範囲が不明確であることが、修正案に対する反対理由であつたことである。そこで文言の修正の上、改めて同様の提案がなされるに至つたのである。⁽¹²²⁾

こうしてみると、起草過程ではマッソーニの危惧するような狭い解釈を採ることは全く考えられておらず、むしろ判例法理を維持することが意図されていたことがわかる。

以上のように、付合物については、一九九四年の改正によつてもそれ以前の判例法理に変化はないものと見られ、この条文は判例法理の確認にすぎないものと見える。

(3) 代替物についてはレ・六一四一一六条三項二文が規定する。同文について、ペロションは一九九四年当時、次のような評価をしていた。

「こちらは重大な改革である。条文は物権に基づく訴権に伝統的に固有のものとされた要件である、物が取戻者とのものであることの特定の必要を排除したのである。」⁽¹²³⁾

前述したように代替物の取戻を結論として認めた判例・裁判例は存しなかつたのであり、ペロションの評価するよう一九九四年の改正は所有権留保の効力に関する重大な変更と解することができる。代替物の取戻に関する裁判例である【7】Paris, 3 avr. 1988は、在庫の入れ替わりが速くとも、債務者の下にある薬品が所有権留保

の下に売却された物と同一である」との妨げとはならない、と判示する⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾。この判決に関するクロックの説明が注目すべきものである。

「〔レ・六一四一一六条三項二文は〕法律上の推定をしたものとの解釈は、本判決において排除されている。「本判決の採用した」法律による所有権の例外的な付与という解釈は条文の文言に合致する。立法者は留保売主に対して買主の下にある同種・同品質の物を目的物とする特別の先取特権を与えたものと見ることも可能ではある。しかしながら民法一一〇一条四号の先取特権は、学説においては、所有権の要求ではなく留置の要求とみなされており、債務者について清算手続が開始されたときに目的物所有権の付与によって実現されることから、この先取特権は例外的なものである。⁽²⁶⁾」

あくまでも法文に基づいて例外的にのみ代替物の取戻は認められるものと解されているのである。

もともと、こうした改正によつても問題は残されていた。ジャックモンは次のように論じる。

「代替物を取り戻せるようになつたが、適用上の難問が解決されたわけではない。第一に、代替物がすべての要求を満たすには量的に不足するときに複数人が要求してきたらどう解決するのか。第二に「代替物」とは何か。すなわち、物が代替可能か否かは事実審の専権（【69】判決）だが、自然状態では代替可能な物が当事者の明示の意思によりそうでなくなるのか（例えば同定のためのメンバーによる区分）。」

この第一の問題に関連して、代替物とは何かを扱うのが【73】・【74】判決である。⁽²⁸⁾

【73】 Lyon, 5 nov. 1999 は、薬品につき品質・効能が同一ならば成分が異なつていても代替物に当たるとして所有権留保に基づく取戻を肯定する。これに対し、【74】 Paris, 12 mai 2000 は、箱に製造日・ロット番号・売却期限が記載されているから代替物に当たらないとして、薬品について所有権留保に基づく取戻を否定する。⁽²⁹⁾この二判決は代替物につき全く異なつた定義をし、それが結論の差異に反映している。こうした状況については、「控訴院間の結論の違いは、薬品の取戻ならびにこの種の物の卸売商の要求に不確実さを生じさせる」ととな

る。⁽¹³⁾

との批判がなされており、破毀院による判例統一が望まれている。⁽¹³⁴⁾

代替物の取戻に関する規定は、以下のような過程で起草されたものである。

これらの規定は一九九二年六月八日国民議会の法律案三一〇号ではなく、一九九三年一一月二三日には企業・経済発展大臣が

「代替物については立証責任を転換しなければならない」

との発言を行つたもののこの段階では条文案の起草には至らなかつた。同年一一月一二五日の元老院法律案一一九号にもこの趣旨の規定は存しない。立法に至つたのはようやく一九九四年の法律の審議が大詰めを迎えた一九九四年四月八日になつてのことである。同日の政府による下位修正一九八号によつて初めて提案がなされ、同日に可決、国民議会も同月一二日に可決するのである。このように、重大な改革と評されているにも拘わらずほとんど審議はなされないままに立法されたのである。

前述したように一九九四年以前には取戻を否定する判例・裁判例が多かつたが、条文上はそうした状況には変化が生じることとなる。しかしながらすでに問題となつていて代蒈物の定義を行わなかつたため、本条の適用領域の問題は不明確なまま残されてしまつてゐる。そして、【74】判決のように代替物を定義すると、本条はほとんど適用できなくなる。しかし、起草過程に見られるような代替物に関する立証責任の転換という立法目的を達成するには代替物を狭く定義することは適切ではなく、【73】判決の線に沿つた解釈がなされていくものと思われる。

学説には、本条により所有権留保が他の担保物権と同様、価値上の権利となつたものと解するものがある。⁽¹³⁵⁾この見解によれば、本条は所有権の持つ意味の変質をもたらしており、ストックに対する法的担保権として理解さ
れる。⁽¹³⁶⁾

(4) 二〇〇六年には民法が改正され、民法典に所有権留保に関する実体法規定が挿入された。代替物の所有権留保については二三六九条が、所有権留保目的物件について付合が生じた場合には二三七〇条がそれぞれ規定する。

二三六九条「代替物について所有権が留保された場合には、未払債権額に至るまで、債務者が有しあるいは債務者の計算で保持されている同種・同質の物について、留保所有権を実行することができる。」

二三七〇条「所有権留保の目的物が他の物に付合されても、この物が損害を生じさせることなく分離可能な場合には債権者の権利は妨げられない。」

いざれもここまで見てきた判例の立場を反映したものであることがわかるだろう。

小括

以上のフランス法をまとめることとする。⁽¹³⁷⁾

民法典の条文の特徴としては、五五四条・五五五条に見られるように添付を行つた者が誰であるかによる区分がなされていること、五五五条では土地占有者の善意・悪意によって処理が異なること、が挙げられる。償金請求権は罰則とは全く別個のものと解されている。⁽¹³⁸⁾また、善意取得規定の存在により動産添付が非常に軽視されていることが重要である。したがつて、学説では償還を考えるに際しても不動産添付法が中心になつて考えられており、動産の添付に関する議論はあまり多くはない。

材料の除去権・収去義務は基本的に認められていない。このことは特に動産の場合に顕著である(五六六条)。これは、付合によつて生じた物を取り壊すのが社会的に有益ではないこと、付合によつて材料が個別性を失うこと、民法典では付合は所有権の取得方法とされていることによる。その例外が五五五条・五六八条であり、ここではそれぞれ、付合が悪意でなされたこと、結合された物の価値が大きいことと並んで所有者の知らない間に付合が生じたことが適用要件となつている。⁽¹³⁹⁾すなわち、社会的有用性以上に、添付関係者が添付行為において果た

した役割が重視されている。ここで重要なのは、不動産について収去の義務づけは脅威と考えられ、償金請求権が与えられる方が材料所有者にとっては有利なものと考えられていたことである。すなわち、不動産に関するでは償金請求権が与えられることが十分な保護と見なされていた。これに対して、動産の混和について条文は分離・共有を指向しており、償金請求権の付与では不十分と考えていたことが窺える。このように民法典の解釈において付合と混和とでは償金請求権の位置づけには違いが見られる。しかし動産の添付に関する議論がなされなかつたため、償金請求権の性質に関する議論は不十分なままに止まつたのである。

全般に除去権に消極的な法規定に対し、添付によつて生じた物の解体が生じた場合には取戻権を認めるべきものとする見解も有力であるが、これを否定するのが通説である。したがつて償金請求権の果たす役割が極めて大きい。ただし、起草過程では償金請求権を実効あらしめるために添付により生じた物の売却が想定されており、また、不動産の添付においては留置権が認められ、しかもその認められる範囲は近時拡大している。⁽⁴⁾

所有権留保における付合物の取戻（後述の〔21〕・〔22〕に該当することが多いだろう。）については、一九九四年の法律以前から、旧来の添付法とは異なり、添付物を毀損することなく分離できる場合には取戻を認めることにより、取戻要件を緩和するのが判例の傾向であった（これを所有権留保当事者の意思によつて認められるにすぎないと位置づけることもできそうである。しかし、所有者が所有権の移転を望まないことは添付の場合でも同様であるから、このように考えるのは不適切である）。すなわち、添付法の緩和が条文なくしてすでに生じていたのである。これによりフランス添付法の特色であつた、取戻権が極端に狭いという点は特徴としては弱いものとなつていた。そしてその傾向は一九九四年の立法によつても確認されたものと言える。また、所有権留保目的物に加工が生じた場合については、民法典による処理とほぼ同様である。さらに、代替物については同種・同量の物が存する限りで取戻権が認められている。

償金額の評価時は実際に償還がなされる時点であり、償還請求権行使の相手方はその当時の所有者とされてい

る。このことは新物上に償還請求者の持分が潜在的に存していることを示唆するものと言えよう。

添付行為を生じさせた者の善意・悪意、添付の結果への関与者、添付物の所有権の所在の三点から、ここまで取り上げてきた民法典の添付ケースを償還を受けることとなる者の保護に関して整理すると以下のように分けられることとなる。⁽¹⁴³⁾

- ① 添付の際に権利を失う者⁽¹⁴⁴⁾に対して物権としての保護が与えられているため、保護が十分であると言えるケース

〔1〕五六八条のケースで主たる動産の所有者が善意で付合を生じさせた場合

〔2〕所有権留保の目的物に付合が生じている場合で、損害を生じさせることなく分離可能な場合

〔3〕代替物の所有権留保の場合

- ② 添付の際に権利を失う者に対する物権としての保護は与えられていないが悪意の行為者が添付を生じさせたのであるから保護の必要がないと評価できるケース⁽¹⁴⁵⁾

〔4〕五五五条のケースで材料所有者が悪意であるため、付合物の所有権が土地所有者に移転し償還がなされる場合

〔5〕五五五条のケースで材料所有者が悪意であるため、土地所有者から収去を求められる場合

〔6〕動産の付合において、従たる動産の所有者が悪意で付合を生じさせた場合

〔7〕五六八条のケースで主たる動産の所有者が悪意で付合を生じさせた場合

〔8〕五七〇条で悪意の加工者が加工を行つた場合

〔9〕五七四条のケースで従たる部分の所有者が善意で混和を生じさせた場合

〔10〕五七二条・五七三条一項・二項が適用される場合⁽¹⁴⁶⁾

- ③ 添付を生じさせた者に物権としての保護は与えられていないが、自らの行為に原因があるから保護がされな

くても止むを得ないケース

〔11〕 五五五条のケースで材料所有者が善意の場合（四項^{〔147〕}）

〔12〕 動産の付合において、従たる動産の所有者が善意で付合を生じさせた場合

〔13〕 五七〇条で善意の加工者が加工を行つた場合

〔14〕 五七四条のケースで従たる部分の所有者が悪意で混和を生じさせた場合

④ 添付の際に権利を失う者に対しても物権としての保護が与えられていないが、添付の相手方も善意であることの結果として保護がなされないこととなつてゐるケース

〔15〕 第三者が動産同士を付合させた場合

〔16〕 五五四条のケースで土地所有者が善意の場合

〔17〕 動産付合のケースで主たる動産の所有者が善意で付合を生じさせた場合

〔18〕 五七一条のケースで加工者が善意の場合

〔19〕 五七四条のケースで主たる部分の所有者が善意であるうちに混和が生じた場合

〔20〕 五七四条のケースで第三者が混和を生じさせた場合

⑤ 添付の際に権利を失う者に対して物権としての保護が与えられておらず保護が不十分なケース

〔21〕 五五四条のケースで土地所有者が悪意の場合

〔22〕 動産付合のケースで主たる動産の所有者が悪意で付合を生じさせた場合

〔23〕 五七一条のケースで加工者が悪意の場合

〔24〕 五七四条のケースで主たる部分の所有者が悪意で混和を生じさせた場合

〔25〕 所有権留保の目的物に付合が生じている場合で、損害を生じさせることなくして分離することができない場合

本稿で問題となるのは④と⑤のケース、とりわけ⑤のケースである。これらのケースに関して、フランス法はいかなる対処法を用意したのか。個別に見ていくこととする。

⑤のケースは以下のようになっている。「21」では起草過程において、償金の支払ができないときは物を売却させることができない。⁽¹⁴⁸⁾ 起草過程では言及されていないが、「22」でも同様であろう。また、「22」については五六八条が用意されていることも重要である。「23」では五七六条が用意されている。しかし、結局債権としてのみ認められるにすぎない。「24」では特に保護手段は用意されていない。「数量及び価額において他を著しく上回っていた」とことが要件であるから、事実認定で対処するという便法が用いられることとなろうか。「25」でも保護手段が用意されていない。

④のケースは以下の通りである。「16」では判例によつて留置権が認められている。⁽¹⁴⁹⁾ また「21」と同様、起草過程においては、償金の支払ができないときは物を売却せざるものと説明されていた。「17」については物権的保護手段がない。「18」・「19」・「20」はいずれも事実認定により五七一条・五七四条が適用されないようにすることとなる。

以上のように、フランス法では、④のケースについては物権としての救済はあまり十分に認められてはいない⁽¹⁵⁰⁾ のに対しして、⑤のケースについては「24」ならびに「25」のケースを除き、保護されるべき者には不十分ながら物権としての救済が与えられているものと言えるのである。

- (1) このように物権が債権に「格下げ」されるという問題は、すでに松岡久和「[価値] 追跡説の展開と限界」龍谷大学法学部創立二十周年記念論文集『法と民主主義の現代的課題』(平成元年・有斐閣)三二二頁で取り上げられているところであるが、添付について扱うものではない。
- (2) 添付は一方当事者のもとでの所有権の喪失と他方当事者のもとでの所有権の創出によって構成されるのであり、所

添付の際の償金請求権に関する一考察 (一)

有権の喪失は形態の消失並びに当初の個別性の消失によつてもたらわれる (R. de la Grasserie, *De l'accession*, 1865, p.3.)との説明が一般的である。しかし、グラスリーは、以上の説明では不十分であるとして、経済的・歴史的理由・私的有用性・衡平による添付概念の拡大を認める (Grasserie, op.cit., pp.4-11.)。

(3) 添付により所有権その他の権利を失う者が行使するのが償金請求権、添付により所有権を取得する者から金銭を支払うのが償還である。

(4) 付合物の所有権が土地所有者に属する場合には明確であるから、所有権の所在は本条の問題とするといひではなじ (Th. Huc, *Commentaire théorique & pratique du Code Civil*, t. 4, 1893, n°140.)。

(5) V. Marcadé, *Explication théorique et pratique du Code Civil*, 8^eéd., t. 2, 1866, n°424 は善意の土地所有者については材料の紛失・盗難のケースに適用あるのみであつて、他のケースについては善意取得について定める二二七九条をもつてすれば足りぬところである。『現代外国法典叢書 仏蘭西民法II』(昭和三一年復刻版・有斐閣)五八頁〔實方正雄〕を参照。P. Jourdain, *Les biens*, 1995, n°128 は善意者について本条を二二七九条により説明すれども同様の立場で、悪意者について本条の意義を強調する。

(6) G. Marty = P. Raynaud, *Droit civil, Les biens*, 2^eéd., 1980, n°128 [par P. Raynaud] は常に償金支払の問題となることを明言する。その理由として、「ハリドの問題は、材料所有権は占有の効果として取得されるのかそれとも添付の効果として取得されるのかであり、五五四条が建築者の善意・惡意を区別しない以上は、むしろ後者の添付の効果も述べられる」ふたび述べる。五五四条は善意取得がなされた場合には適用されないとする L. Josserand, *Cours de droit civil positif français*, 2^eéd., t.1, 1932, n°1661 などに前注のマルカデの見解はこれに反対すべしのか。

(7) 一旦付合した物が後に建築物・工作物の解体によつて再び独立の存在となつた場合であつても、材料取戻権は成立しない。實方・前掲・五九頁はこれをおいて、土地所有者に対する材料所有権の移転は確定的なものと説明する。G. Baudry-Lacantinier, *Précis de droit civil*, 4^eéd., t.1, 1891, n°1284 は、以前の所有権が再び生じる (renatitre) ために法律の明文規定を要する (〔再び〕あるべきか) が、付合により材料の所有権は消滅するものと考えていたのが明らかにならぬ)。なお、ローマ法では逆に分離による原物回復が可能な場合には、材料所有者が他人の土地に自ら進んで建築したケースを除き材料取戻権が成立するとの解られており、材料所有権は付合が生じてから間は休止してゐるに過ぎなかつた (E. P. Henry, *De l'accession*, 1871, pp.12 et 32; C. Demolombe, *Cours de*

Code Napoléon, t. 9, 1881, n°659. 船田岬[1]『ローマ法』第11卷（昭和四四年改版・岩波書店）四〇頁^⑨。民法典のトドゥ C. Aubry = C. Rau, Cours de droit civil français, 4^eéd., t. 2, 1869, §204, p.259 ; Demolombe, op.cit., t. 9, n°661 ; Marcadé, op.cit., n°424 に於ては、材料取戻権の否定は材料が土地に付合してある間に、いふに應ずる、条文が否定しなこ以上は材料が土地から分離されたときは所有権はその喪失に合意してこな者ために再生（revivre）するべきである。しかし F. Mourlon, Répétitions écrites sur le premier examen de Code Napoléon contenant l'exposé des principes généraux, 9^eéd., t.1, 1873, n°1460（同翻訳）にて『マールロハ出 仏蘭西民法覆義』がある。本稿で扱つたのは卷之五（翻訳者・発行所不明・明治二二年）である^⑩。以下の理由からこれに反対する。ローマ法は、材料所有者が取り戻せなこのは材料が物として存しながらも解体されると元の状態に戻るとするが、これは付合が所有権の獲得方法ではないために生じたものである。しかし民法典では七二二条により付合は所有権の取得方法とされてゐるから、この點は採用されねど、ふさへのやである。H. et L. Mazeaud = J. Mazeaud = F. Chabas, Leçon de droit civil, 8^eéd., t.2, 2^evol., 1994, n°1592 ; Jourdain, op.cit., n°128 に同様。

(8) 植栽・播種についても、樹木が土地に根を張つてゐなこ限りで取戻権を認められたローマ法とは処理が異なる。植物が根を張つたか否かの判断が困難なためである（Huc, op.cit., n°140）。材料の取戻についてはローマ法の処理に賛成するデモロン^⑪も、植栽・播種についても、時¹の経過によつて同一の樹木・植物とは區別なくなることを理由に、取戻に反対する（Demolombe, op.cit., t.9, n°662.）。なお、ローマ法では D.41.1.26.1 (ペカルス) が次のように規定する。「根元から掘つ起り²れば他の土地の中に置かれた樹木は根が伸びる以前には、以前の所有者のものであるが、根が伸びた場合には耕地に隨づ、再び掘り起り³されたら⁴は、以前の所有者に回帰する⁵とはな⁶。何故なら他人の土壤から養分を摂る⁷といふので、他人のものに成つたと信じられる⁸であるからである」（翻訳は、江南義之『井説彙纂』の日本語⁹の翻訳¹⁰）（平成四年・恒三社）である。

(9) Huc, op.cit., n°140 ; Marty = Raynaud, op.cit., n°128 ; Jourdain, op.cit., n°128 ; G. Cormu, Droit civil, Introduction, Les personnes, Les biens, 8^eéd., 1997, n°1391.

(10) Huc, op.cit., n°140 ; Demolombe, op.cit., t. 9, n°658 ; Marcadé, op.cit., n°424 ; Baudry-Lacantinierie, op.cit., n°1284.

(11) P. Ourlanc = J. de Malafosse, Histoire du Droit privé, 2^eéd., t.2, 1971, n°144. は（レ）に擧げたマーロハの説明に

類似する。

(12) ドゥモローヌは述べるに、材料所有者の取戻利益よりも土地所有者が建築物を破壊されたり植栽を抜かれたりしない利益の方が大いなるの、第一の理由に類似の理由を挙げぬ。

(13) Aubry = Rau, op.cit., t.2, 1869, §204, p.259 ; Demolombe, op.cit., t.9, n°663. ドゥモローヌは材料が使用された」として変質してしまったことを理由とする。

(14) P. A. Fenet, Recueil complet des travaux préparatoires du Code Civil, t.11, 1827, p.140 (護庭院におけるフォールの説明。)

(15) Huc, op.cit., n°140 ; Mourlon, op.cit., n°1459 ; Baudry-Lacantinerie, op.cit., n°1284. また Demolombe, op.cit., t.9, n°675 は、代物の入手は非常に容易であるとする。

(16) Huc, op.cit., n°141 ; Mourlon, op.cit., n°1463 ; Demolombe, op.cit., t.9, n°675 は、建築物の維持を義務づけるのは正義に反するとする。Marty = Raynaud, op.cit., n°132 も建築物除去を認めないは非経済的であるとの批判によれつて、建築物が真に価値あるものなれば土地所有者はそれを維持するはやむを得ぬ。また、事情によりては建築物除去の要求が権利濫用になる可能性があらへるのでグルギーの判例 [I-] Gand, 20 nov. 1950, RTD Civ. 1954, 187. 公益のための建物の取り壊しを要求した事案のようであり、通常の私人間の紛争に適用可能なのか、疑問もある) に言及する (n° 132 note 3.)。J. Carbonnier, Droit civil, t.3, Les biens, 16^e éd., 1995, n°216 も建築物の除去が非経済的であるとの見解にやれつて、第一次大戦前には償還のための資金を得る事が困難であったが、第一次大戦後にはフランスの価値低下により償金の支払は容易になつたと指摘する (ただし、これはカルボニエが償金額算定期を付合成立時と解する) により生じる結果に過るか、償還時に解すれば償金の支払は容易であるとは思えなくなる)。

(17) 償還金額に関する R. - J. Pothier, Traité du droit de domaine de propriété, n°346 の影響が見られる。

(18) Huc, op.cit., n°141 ; Mourlon, op.cit., n°1463 ; Cornu, op.cit., n°1393.

(19) 材料所有者善意の場合に補償額が限定されるのは、それが法律による所有権の取得であるため、建築者の負担で土地所有者が利得しない範囲でのみ補償がなされるものとされるためであり (Mourlon, op.cit., n°1464.)、材料所有者悪意の場合に一切の費用を支払つぐもされぬのは、土地所有者自身が建築をなしたものと見なされる (Mour-

lon, op.cit., n°1463.)

(20) Cornu, op.cit., n°1400-1401 は、償還義務は不当利得規定の適用のよへじ見るが、償金評価のルールはその権利者のために金銭価値の低下と建築費用高騰との複合的な効果を緩和する目的としており、また一九六〇年の法改正により償金は弁済のむれに評価されるよへになつた点で不当利得とは異なるとする。

(21) ハハ) 善意と云ふのは、五五〇条一項の意味である。

五五〇条「(1) 土地者は、所有権の移転名義に基づいて、かつ、その瑕疵を知らざりし、所有者として土地者に付せられることは善意である。」

逆に悪意とは、土地者が田口のやうでなつてそれを知りながら建築するものである ([2]) Cass.civ 3, 15 janv. 1971, B.1971.III.n°40.)。善意者が悪意になる時点は、田口の所有権取得に瑕疵があつてそれを知った時点であり ([3]) Cass.civ 3, 1 juin 1977, B.1977.III.n°236; [3] Cass.civ 3, 30 nov. 1988, B.1988.III.n°172.)、一方ト級審判決で所有権が認定されても係争中で後に所有権が否定された場合は善意とは言ふべき ([4]) Cass.civ 3, 12 mai 1976, B.1976.III.n°205.)。なお、娘名義で自己が出捐して取得した土地上に建築を行つた者は五五五条の善意の建築者に当たることである ([5]) Cass.civ 3, 1 mars 1995, B.1995.III.n°68.)。

(22) 材料所有者による除去権行使を土地所有者が容認すれば、これは認められるだら。

(23) Fenet, op.cit., p.79.

(24) Fenet, op.cit., p.100. Mourlon, op.cit., n°1464 も、田頃がなつて善意者の不法と善意者の過失とを回りよへに記する

アレルマーナハレーハルマーナ。

(25) Fenet, op.cit., p.162 (立法説明におけるグルーハの説明。)

(26) Huc, op.cit., n°142.

(27) 一九六〇年の法改正以前は、現在の二三頃は一体として二三頃をなしていた。

(28) つかぬれば神體であった (Baudry-Lacantinerie, op.cit., n°1291.)

(29) Voy., Mazeaud = Chabas, op.cit., n°1598.

(30) Mourlon, op.cit., n°1465; Demolombe, op.cit., t.9, n°674; Baudry-Lacantinerie, op.cit., n°1291; Josserand, op.cit., n°1667; Marty = Raynaud, op.cit., n°133. ハロハラは、ハハした土地所有者の地位を利用した補償金額の低減には問題

題があらへして、事務管理規定（一一七五条）の適用を提案する（Demolombe, op.cit., t.9, n°675.）。

(31) Baudry-Lacantinerie, op.cit., n°1291.

(32) ルルベガ、Grasserie, op.cit., p.158; Henry, op.cit., p.97; Mourlon, op.cit., n°1465 が指摘するよハニ、土地所有者が占有者を善意占有者と決めてしおハキ、やはり悪意占有者が優遇されないとはなくなる。

また Marcadé, op.cit., n°428 は、善意者は決して材料の除去を強制されないと云ふ事実がある」とやうに十分に優遇されしるから、五五五条の規定に問題はないとする。

(33) Marty = Raynaud, op.cit., n°133.

(34) Pothier, op.cit., n°347.これは留置権を占有者に認めるのがふさわしくない例として挙げられた所有者と占有者の間の衝突の考慮の由で、添付による増価があまりに大きいために償金が支払えない場合に限定して論じられたものである。したがつて一般的に善意占有者の償金請求権の保護を強化しようとするものではない」とには注意を要する。

(35) Mourlon, op.cit., n°1468.

(36) Baudry-Lacantinerie, op.cit., n°1290.

(37) 五五五条において考慮されてくるのは、土地所有者の利益と材料所有者の利益の衡量である。同条が扱うのは材料所有者の所為による添付という土地所有者の意図によらない事象であり、土地所有者に一方的に負担を求めるのが適当でないことは言つまでもない。基本的には建築物除去が認められるべきである。ただ、土地所有者が保存を欲する場合にまで除去を強制するのは社会経済上も適切ではない。そこで土地所有者が保存を選択することも認められ、この場合に限定して償還がなされることとなる（これは、「何人も他人の損失において利得すべからず」という法諺により正当化される）。このように考えると添付の原因が添付者にあることから、土地所有者との関係では添付者が一般債権者としての保護しか受けなくても止むを得ない。また、起草過程で四項が追加されたことによつて除去を強制されることがなくなつたといふ点では、土地所有者に対する善意の添付者の保護は強化されたものと言え、これで十分とも考えられる。

ところが、材料所有者の債権者との関係では問題がある。悪意の添付者の場合は償金請求権について一般債権者としての保護に止まつても止むを得ない（材料所有者の債権者は自らの債務者たる材料所有者のなした不当な行為の結

果につてリスクを引か受けたる。ぬるの、リードの悪意は不道徳を意味するものではな^い。が、善意の添付者につてはそのよ^うには認めな^い。五五五条では材料所有者の債権者と材料提供者との関係は考慮されてな^いのである。債務者が他人の土地上に余計な添付行為をしたと云ふ過失の結果も債権者が引か受けなくてはならない、と説明すべきである。

(38) エルムの賃資不動産譲渡が無効された場合に、不動産に改良を加えた買主による留置権の主張は拒絶されてな^い。

((1) Cass.civ., 12 mai 1840, S.1840.1.668.)

(39) 【1】 Rennes, 8 fév. 1841, S.1841.2.453; 【∞】 Montpellier, 25 nov. 1852, D.1856.2.20; 【∞】 Bastia, 9 juillet 1856, D.1856. 2.262; 【10】 Rouen, 18 déc. 1856, D.1857.2.109; 【11】 Cass.req., 22 déc. 1873, D.1874.1.241; 【12】 Liège, 20 juillet 1880, D.1881.2.41; 【13】 Douai, 12 janv. 1891, D.1891.2.221; 【14】 Cass.civ 3, 3 oct. 1990, B.1990.III.n°180 (ただし) 債金額が決定された時の期間に付のみ認む^る。理由は不明である。

(40) 慎意の材料所有者による付は留置権が拒絶されるとする旨を理由とする。【15】 Pau, 9 août 1837, S.1838.2.350;

【16】 Cass.req., 25 mai 1852, D.1852.1.279; 【17】 Grenoble, 10 juillet 1860, D.1862.2.40; 【18】 Cass.req., 13 juillet 1903, S.1904.1. 21; 【19】 Cass.civ 1, 14 mai 1957, B.1957. I.n°215; 【20】 Cass.civ 1, 5 déc. 1960, JCP 1961.IV. p.6. Demolombe, op.cit., t.9, n°682 は留置権の基礎(たゞ)、善意・悪意とは無関係である。Carbonnier, op.cit., n°218 せりハリの悪意は不道徳であらじふを意味する。ただし、留置権は不道徳である。

(41) 【21】 Cass.civ 3, 23 avr. 1974, JCP 1975.II.18170; 【22】 Cass.civ 3, 12 mars 1985, B.1985.III.n°50 (たゞ)、留置権の行使は債金額の決定された原判決を認めたもの^で。留置は叶へべきと Demolombe, op.cit., t.9, n°682 がいの見解を採用してこだ。その理由は、明渡義務と償還義務との二つの義務が同一の義務が同一の物に課せられたる留置権を認めたこと占有者に厳しかったからである。

(42) な^く、ローマ法では材料所有権の善意・悪意を問題にせずに留置権が認められてこだ。

(43) Aubry = Rau, op.cit., 4^eéd., t.3, 1869, §256 bis, p.118 留置権の成立を拒絶する理由は述べられてな^い。同意・準契約に基づく債権であれば留置権が認められるとしている (Aubry = Rau, op.cit., t.3, §256 bis, p.116.) から、添付の当事者間に合意も準契約も存しな^いからだらか。Aubry = Rau, op.cit., t.2, §204, p.261 の區別だが、所有者が償金支払に十分な担保を提供しな^いときは、裁判所は占有者が善意であることを考慮して、有責判決の執

添付の際の償金請求権に関する一考察 (一)

行を優先せしむるゝが、やむを得ずある。Huc, op.cit., n°144 もデモロンブ (Demolombe, op.cit., t.9, n°682. 前述のよう
にデモロンブは留置権を全面的に肯定するが、以下に掲げる要素の存在を指摘しており、はいりしない。) を引
用しつゝ、いうした留置権が条文に基づかなるゝも、明渡義務と償還義務との留置権に関連する二つの義務の間に
原因の共通性がないゝも、補償金支払前であつて占有者に不動産を放棄するゝを命じる権限が裁判官に与えられ
ているゝを指摘し、留置権を認めるのは困難とする。Baudry-Lacantinerie, op.cit., n°1290 は、留置権は結局のところ
先取特権に還元されるが、条文なき先取特権は認められなくなつた理由として、の場合の留置権の成立を否定す
る。

(44) 判例で留置権の成立を全面的に否定するのは [23] Rennes, 3 juillet 1858, S.1859.2.170 であり、の場合に留置権
を認める規定がなくゝを理由とする。

(45) 例えば、Huc, op.cit., n°160 は、近代法においては動産については善意取得が認められるため取戻請求は例外的に
のみ生じ、したがつて添付規定の適用範囲は理論的には限定されたものとなる。Grasserie, op.cit., p.222; Aubry
= Rau, op.cit., t.2, §205, p.266; Henry, op.cit., p.165; Demolombe, op.cit., t.10, 1880, n°182; Baudry-Lacantinerie, op.
cit., n°1301; Josserand, op.cit., n°1651; Marty = Raynaud, op.cit., n°409; Mazeaud = Chabas, op.cit., n°1609; Cornu, op.
cit., n°1666 の同様。これに加えてヨックは、添付規定が有体動産のみに関するものであり無体動産には適用されない
ため動産添付規定が使われない理由とする (Huc, op.cit., n°160. 新株引受権に添付規定が適用されないゝを問題
とする)。その結果、動産添付規定には「実用性がないからメントは無益である」 (Huc, op.cit., n°161) と記
われるに至つてゐる。

(46) ただし後述のように所有権留保に関する二二七〇条および商法二六二四一一六条二項一文は、分離により損害が発
生しない場合には、所有権留保売主は付合物を分離するゝとがやむのと規定しており、学説の関心も高まつてい
る。もともと、民法典の動産添付規定の議論が低調であることに変わりはない。

(47) これはローマ法に起源を有するのだが Grasserie, op.cit., pp.223-224 は、本条は良識に反し、目的による不動産化が
あるのみでは添付を認めては不動産における扱いとのバランスを失するとして、これに反対する。Henry, op.cit.,
p.167 も、これは立法者がポチエの見解に惑わされたものであり、取戻を一切認めなゝのは不合理かつ不當である。

ローマ法では、二種の結合形態が区別されていた。第一は、同種金属の直接結合であり真の付合とされ、決定的な所有権取得が生じるために以後は所有物の取戻ができなくなる。五六六条の起源となつたのはこれである。第二は、鉛・錫の媒介による結合であり、この場合には提示訴権 (*actio ad exhibendum*) による分離請求の後、所有物の取戻を行う」とがである（以上、原田慶吉『ローマ法』（昭和三〇年・有斐閣）一〇八—一〇九頁。Voy. aussi, Ourliac = de Malafosse, op.cit., n°144.）。

ポチエは、物が分離可能な形で結合して所有権を失つた者が分離を要求した場合には結合により取得した所有権は一時的なものであり物の結合が存続する限りでのみ認められるが、物が分離不能な形で結合した場合にはこうした付合によつて取得された所有権は真正かつ永続のものとする（Pothier, op.cit., n°177.）。

なお、不動産と動産の付合についてはポチエは十二表法（第六表七）に依拠し（Pothier, op.cit., n°178.）、「そこのでの処理のうち二倍額賠償以外については、物が多大の損害を生じさせずには分離できないような動産同士の付合ケースのすべてに拡大すべきものとする（Pothier, op.cit., n°179.）。

十二表法第六表七「7 家屋ないしぶどう架に用いられた梁木を破壊し抜取してはならない。

ウルピアーヌス（学説彙纂47.3.1 pr）=十二表法は、家屋ないしぶどう架に附属する梁木を破壊し、あるいは取戻の要求をなすことを禁止している。——しかしながら、かかる梁木をとりつけて有責の判決を受けた者を相手どつて、（十二表法は）二倍額訴権を与えていた。

フェストゥス（L.二六四）= *Tignum* と云ふ言葉は、建物に使われる用材ばかりでなく、ぶどう架にも用いられるものである。といふのは、十二表法に“*Tignum — solvito*”とあるからである。

法学提要（2.1.29）にある者が自分の土地に、他人の材料で建築したときは、所有者自身が建築したものと認められる。といふのは、材料の所有者がその所有者でなくなるということではないが、建築されたものはすべて土地に従うからである。しかしながら、十二表法により、しばらくの間はその材料に所有物取戻訴訟を提起すること、およびその材料に関して訴追することができない。十二表法は、自分の建築物にはめ込んだ、他の建築用材を取外すことを強要せず、梁木組立訴権 *actio de tigno iuncto* といわれる訴権にもとづいて二倍額を弁償すべき旨を規定している。

パウルス（学説彙纂6.1.23.6）= 家屋の建築に用いられた他の建築材料（梁木）は、十二表法により取戻することはできない。また他人の建築材料と知りつつ自分の建物にはめ込んだ者を相手どつて、返還の訴訟を提起することは

である。しかしながら、古い時代の梁木組立訴権があり、これは、十一表法によつて一倍額に関わつてゐるものである。」（翻訳は、佐藤篤士『改訂 LEX XII TABULARUM—十一表法原文・邦訳および解説』（平成五年・早稲田大学比較法研究所）一一一頁・一一五頁による。）

十一表法には見られないが、その家屋ないしは木架がりわれて、当の木材を分離して本来の使用と無関係になつた場合には、木材所有者は自分の木材を取り戻すことが可能であるとされる（佐藤・前掲・一一五頁）。ポチエの見解を採用してくる（Pothier, op.cit., n°178.）。

以上の述べ、五六六条を立法者がポチエの見解に惑わされた結果とするのは行き過ぎである。

(48) Mourlon, op.cit., n°1482; Marcadé, op.cit., n°447.

(49) Henry, op.cit., p.170 は付合においては材料所有者の所有権は簡単に奪われるのに對して、加工の規定によれば材料所有者の所有権は手厚く保護されており、従つた差異はポチエの誤った見解を採用した結果であり論理的ではないと批判する。ローマ法では加工物の所有権の帰属について学派間の争いがあつたことについては、船田・前掲・四四六頁。

(50) 【24】 Montpellier, 23 avr. 1844, S.1845.2.301 では、材料の盗取が原因となって加工が生じた場合についても、同様の解決がなされている。

(51) ただし、材料所有者は加工者に償還しなくてはならぬこととなるから、加工者による利得の押し付けの問題が生じる。

(52) Mourlon, op.cit., n°1484 は加工について五六二条の適用を問題とする。

(53) 五七二条一項の場合に共有を終つた場合には、五七五条により物が換価される。

(54) 【25】 Cass.civ 3, 30 oct. 1968, B.1968.III.n°437. これに対して【26】 Cologne, 14 mars 1853, D.1853.5.381 は、不動産譲受人に對する償還請求を否定してゐた。

(55) Huc, op.cit., n°143; Baudry-Lacantinie, op.cit., n°1289. しかしながら裁判例によると、五五五条なども用いられて「材料」によって詰め物を構成する要素のりふもあり要素が生じたものにはなるべくかく、植栽については付合時の価格によるものとされた（【27】 Paris, 22 déc. 1851, D.1854.5.573.）。また、Carbonnier, op.cit., n°216 のよき建物についても建築時の価格によつての理解や見解も有力である。

(55) 本改正について P. Bizière, La loi du 17 mai 1960 et l'évaluation des indemnités relatives à l'exercice du droit d'accession, d'usufruit et de copropriété, JCP 1961.I.1602.

(56) 法律制定時の過渡期の問題であるが、【28】 Cass.civ 3, 12 mars 1970, B.1970.III.n°202 は、一九六〇年五月六日並びに同月九日、同年七月一日迄の解約を拒否した場合、一九六〇年五月一日迄の法律が該時施行され、[1]の血ちやどに【29】 Cass.civ I, 5 avr. 1967, B.1967.I.n°109; 【30】 Cass.civ I, 20 juin 1967, B.1967.I.n°228 で判示されたことから新法が適用され、償還評価時を法の規定する償還金が実際に支払われた時とみなす。

(57) J.O.A.N., débat, 4 nov. 1959, p.2170 [釋義の「ペネリムの證明】。

(58) Marty = Raynaud, op.cit., n°133; Jourdain, op.cit., n°133.【31】 Besançon, 14 déc. 1955, D.1957.358 の事例では、11

セ、同一の上に贈与してある。

(59) R. Houin, L'introduction de la clause de réserve de propriété dans le droit français de la faillite, JCP 1980.I.2978 は、他の債権者を害さぬようなるべく契約の均衡を欠くべき理由に所有権留保条項に反対するが、D. von Breitenstein, La clause de réserve de propriété et le risque d'une perte fortuite de la chose vendue, RTD Com 1980,43 は所有権留保条項の有用性を強調する。やドリ【32】 Cass.civ I, 8 juillet 1969, JCP 1970.II.16182 は、マヘラの会社間で締結された賃付債権担保目的の所有権留保はフランスで禁止されるので、その禁止はフランス所在の動産との及びあると判断される。しかし伝統的には判例は所有権留保に対する法定的な脱解しめるが、【33】 Cass.req., 17 juillet 1895, D.1896.1.57 は商法五五〇条による民法一一〇一条四号の先取特権は破産において行使できないことを理由とする。買主に裁判上の清算が開始された場合には所有権留保は買主の他の債権者に対抗するが、(ただし原判決を正当とするのみ)。【34】 Cass.civ., 28 mars 1934, D.1934.1.151 は買主の支払能力の外観を増大するためこれを理由に買主破産時的所有権留保条項の効力を否定する。買取権付賃貸借については【35】 Cass.req., 21 juillet 1897, D.1898.1.269 は買主破産時第三者に対する対抗力を否定する。すなわち、買取権付賃貸借規定は売買にあたり、第三者に対する対抗である。一方で、買主は民法一一〇一条(判例集では一一〇一条と譲つてある)四号の権利を奪う売却物の返還要求を認めない。

このようにフランスでは買主に清算手続が開始された際の所有権留保の効力は認められていないが、その際に理由となつたのは、無担保債権者は債務者の外観的支払能力を信用するという事実(【34】 判決参照)、などから、集

団的手続においては債権者間の平等が保証されなければならぬとの要請であった。しかし、今日では売主はもとと信頼される情報源によつてかるから、外観的支払能力による説明に説得力はない。また、所有権留保の効力を認めな
シムシムにて連鎖倒産が生じるゆゑのとして、所有権留保の効力が強化されるに至つた（以上、Y. Guyon, Droit des affaires, 9^e éd., t.2, 2003, n°1361.）。

Voy. aussi, M.-J. Raymond de Gentile, Le principe de l'égalité entre les créanciers chirographaires et la loi du 13

juillet 1967, 1973, n°239 et 240.

(61) 代替物の処理は、混和事例を考察するのに有益である。

(62) 原料品の供給・転売が予定された目的物につき所有権留保を行う場合のように、所有権留保目的物の変動が当初か
らず予定される場合がある。

(63) ハの一九八〇年五月二二日の法律にハ、滝沢聿代「フランス法における所有権留保条項」野田古稀『東西法文化の比較と交流』(昭和五八年・有斐閣) 四七七頁は「全文四条しかも核心となる規定の部分わざか一、三行の簡単な立法であつて、その適用範囲は極めて限定されてゐるにもかかわらず、所有権留保売主の取戻権を一貫して否定して来た破毀院判例の伝統を一八〇度転換せたといふ点だけでも十分注目に値するものであった。」と、そのインパクトの大きさを指摘する。同法の起草過程は道垣内弘人『買主の倒産における動産売主の保護』(平成九年・有斐閣) 一四三頁以下に詳しう。

(64) 道垣内・前掲・一〇五頁以下に詳細な説明がある。

(65) J.O.Sénat, Document, 1977-78, n°407, pp.2-3.

(66) J.O.Sénat, Document, 1977-78, n°407, p.3.

(67) J.O.Sénat, Débat, 11 déc. 1979, p.5326. ハベした提案が取り下せられたといふ事実が、物が現物で存しているか否
かを判断する際にも注視されなければならぬだらう。

(68) 六六条につきめ六五条に言及されてゐるとから、商品が加工されて転売された場合は特定ができない場合
には、集団的手続において転売代金を請求するが不可能となる。(F. Pérochon, La réserve de propriété dans la vente de meubles corporels, 1988, n°299. たゞし一九八五年の法律について述べる。

(69) 【36】Paris, 6 juillet 1983, D.1984.IR.1.

- (70) B.1979.IV.n°230.
- (71) B.1988.IV.n°166.
- (72) D.1990.IR.76. ただし、染色・巻戻しに要した費用を償還する。
- (73) D.1986.IR.169.
- (74) F. Derrida, D.1986.IR.174.
- (75) ハはか、清算手続開始時に所有権留保目的物が原物で存していただけでは取戻権行使期間中に買主が権限内で加工を行つても売主は代金の優先的支払を要求できるとする【41】Cass.com., 23 oct. 1985, B.1985.VI.n°250 も、加工により取戻権の行使ができないとする前提とするべく、回列に位置づけられるべきである。
- (76) B.1987.IV.n°4.
- (77) 原判決では、取り外しに時間がかかるため、乾燥設備の価値が低下してしまった。取り外しを行うため生産ライバの全体を止めないといけないことが指摘されている。
- (78) note par J. Prévault, D.1987.243.
- (79) ハはか、Prévault, op.cit., p.244 によると、「ハの判決は物的合体があるだけでは不動産化【五一四条「用途による不動産】・五一五条「動産物件の付着】・五一六条「目的による不動産」参照。」には不十分であることを忘れてはならない。その他、商品の所有者によって財産に対する充當がなされることが必要なのである。」という、そもそも用途による不動産化の成立を疑問視する見解が示されている。
- (80) 類似の事例を扱う判例として【43】Cass.civ.3, 26 juin 1991, B.1991.III.n°197 がある。ハハでは、買取賃貸借の目的物たるグランダは代金完済まで動産としての性質を有し所有権が移転せず目的による不動産とならなるとの合意が無効とされ、所有権留保に基づく取戻権は否定されている。やなわち、物の不動産・動産としての性質は法律によって決定され、当事者の合意に影響されないと云うのである。
- (81) B.1990.IV.n°206. 鋸挽ラインに付合した材料に関する判決である。破毀院は、目的による不動産に関する民法五一四条その他の法規定に違反するとの上告理由を棄却し、原判決が民法五一四条に基づいたものではなくとも指摘する。
- (82) B.1993.IV.n°286. 溶接ロボット用ペーパチは自動車組立ラインに組み込まれて全体との関係で用いられるから付合が生じる。

じており、所有権留保に基づく取戻は否定されるとする。

(83) B.1999.IV.n°50. 請負契約の結果として付合した暖房・換気・配管・給排水設備は「原物」で存しないとする。

(84) D.1993.Somm.p.291.

【48】 Toulouse, 27 nov. 1984, D.1985.185 も同様。

(85) (86) B.1987.IV.n°187.

(87) B.1987.IV.n°269.

(88) B.1988.IV.n°193.

(89) 原判決は、商品に変性がなく同定可能である」とを理由としていた。

(90) 取戻請求が認められる期間内に管財人がタイヤを売却してしまったため、タイヤそのものの取戻ではなく代金請求が認められた事例である。

(91) B.1989.IV.n°228.

(92) B.1991.IV.n°47.

(93) B.1991.IV.n°69.

(94) B.1993.IV.n°315.

(95) B.1994.IV.n°110.

(96) 航海のために新たなエンジンが機能上必要であり、取り外しにより船舶全体の価値低下が生じる」とを理由としていた。

(97) 類似の事例として、【5】 Cass.com., 11 mars 1997, B.1997.IV.n°70 がある。

(98) もともと、その判断基準には変動が見られる。一九八七年には付合の成立を否定した判決も肯定した判決も見られるが、「これは破毀院の見解の変化と見るよりも、事実認定に拘束された結果と見る方が自然かもしけない」(【41】・【49】)。

【50】 判決参照)。

(99) 【56】 判決は、船舶全体の価値低下を問題とした原判決を破毀しており、前者の要件も無視するものと言える。

(100) これについては、当事者の意思によつて所有権が留保されているケースでは、それによつて旧物の所有権が消滅しなふとも合意されているのだと説明することも可能だらう。

(101) 【54】 判決に対する以下のよぶな批判も添付法理の不整合を指摘する。

「本判決は不動産の定義に関する破毀院判決に矛盾するように見受けられる。本判決は付合による不動産化についての議論を忘れ、物理的に土地に結合すべきふたつ基礎を取り外し可能性のそれについて置き換えるものなのではないか?」(note par B.Cressard, Gaz.Pal.1992.1.87.)

(102) S. Torck, La revendication des choses fongibles, Revue de la recherche juridique, 1996, 483, n°10 et 14. Voy. aussi, A. Laude, La fongibilité, RTD Com 1995.307, n°47 et s. 森村の誤謬解説にて判例が所有権に取戻権を認めたが、アレクセイに於ける批評があれりムリヒコトナセ Gentile, op.cit., n°234 et s.

(103) Torck, op.cit., n°36.

(104) B.1986.IV.n°114.

(105) D.1991.Somm.46.

(106) おだ、【55】判決は、物が原物で存しなさいと主張する清算管理人は、やのよへな在庫田録を作成せねばならぬなどと判示して売主の立証の負担を軽減する。回収: 【6】Cass.com., 5 juill. 1988, B.1988.IV.n°230; 【6】Cass.com., 29 mars 1989, B.1989.IV.n°105; 【6】Cass.com., 25 avr. 1989, B.1989.IV.n°132; 【6】Cass.com., 7 nov. 1989, B.1989.IV.n°277. 反対するべしと、【6】Cass.com., 2 mai 1989, B.1989.IV.n°142. G. Virassamy, D.1991,130,n°12 は【6】

判決に賛成し、【6】判決で判例が再び以前の見解に立ち戻ったことを遺憾とする。

(107) JCP 1994.IV.1424.

(108) JCP 1995.IV.380.

(109) B.1994.IV.n°121.

(110) B.1990.IV.n°8.

(111) B.1993.IV.n°316.

(112) ルセッカ、【6】Cass.civ 1, 7 fév. 1989, B.1989.I.n°57 は、悪意占有者に対する取戻権に基づく返還請求権は、代替物について行使可能であると判示する。代替物であるからだけでは返還請求は排除されないことを明確にしたものである。

(113) ウィルム 【6】判決ではないのが傍縁である。

添付の際の償金請求権に関する一考察（一）

(114) 【66】・【67】 判決も原物性を問題とするかい、同様に扱うか扱がやめただらう。

(115) 一点だけ重要な改正点がある。それは付合物の取戻に関する二六一〔四〕一六条三項一文である。一九九四年改正で

は動産同士の付合についてのみ規定してしまのが、商法では不動産への付合にも適用し得るものとされたのである。

不動産への付合については一九九四年の改正当時ペロションが立法上は残された問題として次のように説明していた。「この条文は、不動産の付合を除外してしまふ。これに対して判例はしばしば不動産に固着された動産の取戻を認めていた（【54】判決・【55】判決）。しかし、それらの仮説において判例は、動産は実際には不動産に付合してねば、全体の部分をなしてしまふものと見ていたのである。したがつて、ハバした解決は維持され得る。」（F. Pérochon, La revendication favorisée (loi n°94-475 du 10 juin 1994), D.1994.251,n°15.)

(116) 翻訳に際しては、一九九四年の法律の翻訳である西澤宗英「一九九四年フランス倒産法改正について」青山法学論集三〔K卷〕＝〔I〕印（平成七年）一八九頁を参照した。

(117) Pérochon, op.cit., loi n°94-475, n°15 ; B. Véronique, Une conséquence inattendue de la loi n°94-475 du 10 juin 1994, JCP 1995. I .1037, n°38 ; D. Martin, De la revendication des sommes d'argent, D.2002.3282 (【56】判決をもく)。これに対しP. -P. Massoni, La situation des créanciers après la réforme de la loi du 25 janvier 1985, Gaz.Pal.1994.2.1076, 1083は次のようになつた。「付合した物の付合、一九八五年法の下で判例は比較的寛大であった（【52】判決・【53】判決・【55】判決）。しかし、一体ではなかつた（【57】判決）」一見すると見解の違ひがあるよう見えるが、マッソニは取戻の可付合とふつ結論の違ひのみを捉えて判例が一体ではなかつたと評価するものであるから、一九九四年の法律を不安定だつた判例法理を明確なものとしたと評価してしまふわけではなし。

(118) Massoni, op.cit., p.1084.

(119) 以下、修正案一三九号については、J.O.A.N., 1993, p.6313.

(120) 翌日元老院に提出された法律案一九号には、付合物の取戻に関する規定はない。

(121) 一九九四年四月八日元老院に提出された数項余りも修正六四号であり、同号では現在の規定と同様の規定がおかれて、可決されてしまふ（J.O.Sénat, 1994, p.878.）。国民議会は同月二二日に法律案一〇七九号という形で可決してしまふ。

(122) Pérochon, op.cit., loi n°94-475, n°16.

(123) D.2000.Somm.69.

(124) 田的物の同一性を立証する必要性は残されてくる。もともとクロックの指摘するように法律上の推定にすれないと解釈は否定されているから、立証の必要性は実際上ほとんどない。

(125) 【7¹】判決の上告審判決が、【7²】 Cass.com., 5 mars 2002, B.2002.IV.n°48 である。回判決の結論については「立法者の意思並びに差し迫った経済上の必要に答へねぬものである。」(note, par M. C., JCP.E.2002, n°1380.)との好意的見解が見られる。ただ、【7²】判決は代替物であるがむかにつけ事実審の専権事項としており、この点については次のような批判がある。「リハーサル言明はあまりに多いからである。なぜなら、例えば破産院がロット番号の存在が代替物としての性質決定に決定的なものであるのかを検討するにはあり得るからである。それは代替可能性の定義に関わるから法律問題であり、破産院が検討するにはにより、結論の不統一が永続することを避けられるのである。」(note, par P.Crocq, RTD Civ.2002.340.) たゞ、この詰釈が書かれた時点では、すでに一九九四年の法律の問題として代替物が何かをめぐる控訴院間の対立の問題が存してた。

(126) note, par P. Crocq, RTD Civ.1998.710-711.

(127) A. Jacquemont, Droit des entreprises en difficulté, 3^ed., 2003, n°617.

(128) なお、【7³】 Paris, 26 juin 1998, D.2000.Somm.69. は、薬品は、回1名称・回1製造元であれば交換可能であり、同種・同品質のむやみに代替物となれる判示する。

(129) JCP.E.2000,1737.

(130) D.2000.AJ.329. 所有権登録売買の売主と購主の間の争いである。係争物件たる薬品の眞の所有者である第二の者（そのもへな者が別に存在する）が登録する事案ではないにも拘らず売主の主張を退けており、あくまでも売主による権利行使要件の問題として処理されてる事が窺える。その点で、代替物の定義の理解を示すものとして有益な事例である。

(131) 一九九四年以前にも【9】判決・【10】判決のように代替物性ではなく特定性を問題とし、特定性が認められる限りでは取戻が認められるのが見られた。【7⁴】判決はの流れで理解するにがんばりやめ。

(132) 代替物の定義について M. Vasseur, L'égalité entre les créanciers chirographaires dans la faillite, 1949, n°115 は、「代替可能物とは、計量・計算・詰測される物のリムである。これらの物は個別化されていないのである。代替可能性は

回等性 (équivalence) の同義語ではな^い。回等性の方が代替可能性よりむしろのであ^る。」としていた。

(133) note, par A. Martin-Serf, RTD Com.2000.1014,1016.

(134) すでに述べたよ^り、【F】判決に關するクロック評釈 (note, par P. Crocq, RTD Civ.2002.340.) の指摘する点である。note, par P.P., JCPE.2001,221 は、「製造物のほんの少しひいて特定は可^能である。しかし代替物としての性質を失^うふは考へな^い。」の性質は特定不能より生じるゆのではなく、リコム控訴院の意によつては、その互換性から生じるのである。」しかし、【F】判決が特定の問題と代替物としての性質との區別しなかつたことを批判する。Laude, op.cit., n°14 も、特に細かい趣標が付された^いが、N.D.J.も^いて代替物でなくなるゆのではな^いとして、銀行券を例^ひとして挙げる。P.-G. Marly, Fongibilité et volonté individuelle, 2004, n°160 も同様。

(135) Ph. Malaurie = L. Aynès = P. Crocq, Droit civil, Les sûretés, la publicité foncière, 2003, n°754.

(136) しか^ら、この問題は取戻権の認められる範囲に関するものではなく、所有権留保の法的性質に関するものである。したが^つて、添付法理の変容を考察するに^よる本稿では重要な問題とは思えな^いから、この見解にはこれ以上はふれないとする。

(137) 以下に指摘する特徴は、当初から見られたものではな^い。

カンバセレス第三草案五三三三条は、

「以上の条文に規定された場合にお^こそ、権限ある場合なら^いに善意の場合には、従物(chose accessoire)の所有者に對して償還をしなければなら^いな^い。」

と規定しており、償還規定はいにま^いめられてゐる。

まだ、この草案は添付について動産・不動産を分け^てな^い。しかし、添付を行^つた者が不動産所有者・材料所有者・加工者のいずれであるのかによる区別も見られな^い。

共和暦八年の草案は、現在の民法典の規定に近づく (Fenet, op.cit., t.2, 1836, pp.102-108.)。

(138) Ch. Larroumet, Droit civil, t.2, Les biens, Droit réels principaux, 3^eéd., 1997, n°658 は、五五四条・五五五条と不当利得法との関連を指摘する。

(139) 混合に関する五七三三条も、償金請求権の問題が発生しないような処理をする。

(140) いやした見解においても、一旦は所有権が消滅するゆのと解されてゐるに^よりは注意すべきである。

(141) 動産については判例がないが、これを否定することはないだろう。
関与者はいずれのケースでも善意とする。

(142) (143) 以下で「保護が十分」とは、結合物の所有権・取戻権あるいは共有持分が認められることによって物権的救済が与えられていることを指す。また、悪意者よりも善意者が保護されるべきとの価値判断を前提として保護が十分か否かを論じている。

(144) ここには、加工の際に提供した労力の存在が物の所有権という形では反映されないケースを含む。

(145) (146) ただし、行為者の債権者まで含めて考えた場合に、保護の必要がないと言い切つてよいのかは問題となる。同様のこととは、(3)・(4)ケースについても言える。債権者が債務者に信用を付与したから、債務者の行為の結果はすべて引き受けるべき、と説明することとなる。

(147) (148) (149) (150) ただし、五七二条・五七三条二項のケースで共有が生じる場合に結局は換価処分がなされて金銭を取得することとなるが、換価処分の価額が十分なものではないと、保護が十分になされているとは言えない。

(147) ただし、「2」・「3」ケースとの対比で保護が十分と考えられていた。

ただし条文に反映されていないため、不安定な解釈にとどまっている。

反対意見も多いことはすでに論じたとおりである。

しかし④のケースは添付当事者がいずれも善意のケースであり、善意の他人の行為によつて損害を被ることがあるのは添付のケースに限らず見られることがある。